笠間市教育情報端末貸付規程

（目的）
第１条　この規程は、児童生徒に対する教育情報端末の貸付について必要な事項を定める。
（対象者）
第２条　貸付の対象となる者（以下、被貸付者という）は、次の各号に該当する児童生徒の保護者とする。
⑴笠間市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）に在籍する児童
⑵笠間市立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）に在籍する生徒
（教育情報端末）
第３条　教育情報端末とは，被貸付者に貸付される別表１の物品のことをいう
２　児童生徒が在籍する学校の長（以下「学校長」とする。）に許可された教育情報端末以外のイヤホンやマウス、ブルーライトカットフィルム等の物品の調達は、被貸付者にて調達するものとする。
３　教育情報端末以外の物品はいかなる場合においても一切の貸付・補償の対象としない。
（貸付料）
第４条　教育情報端末の貸付料は、「笠間市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」（平成１８年３月１９日、条例第６０号）第５条第１項の規程により、免除する。
（同意書の提出）
第５条　教育情報端末の貸付を受けようとする者は、教育長に対し「教育情報端末の貸付に係る同意書」を提出しなければならない。
２　教育長は、前項の同意書の提出を受け、適当と認めたときは、教育情報端末の貸付を決定するものとする。
３　前項の決定は教育情報端末の貸付をもって行うものとする。
（貸付）
第６条　教育情報端末の貸付期間は、教育情報端末を使用する児童生徒（以下「使用者」という。）笠間市立学校に在籍している期間とする。
２　被貸付者は初回の貸付時に限り、教育情報端末の貸付を受ける際に別表２の物品の支給を受けることができる。
３　被貸付者は前項で支給を受けた物品が故障、紛失した場合は被貸付者の負担で物品を調達しなければならない。
（管理）
第７条　教育長は、貸付の状況を明らかにするために台帳を備えなければならない。
２　教育長は、貸付の状況に変更が生じたときは台帳に記載する。
（教育情報端末の取扱い）
第８条　被貸付者及び使用者は、教育情報端末について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
２　被貸付者及び使用者は、笠間市教育委員会又は学校長から、教育情報端末の管理運営にあたり必要な指示があった場合はその指示に従うものとする。
３　被貸付者及び使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
⑴教育情報端末を第三者に使用させること、又は転貸すること。
⑵教育情報端末を売却、分解・改造、廃棄又は故意に破損すること。

(3)教育情報端末を学習活動及び学校運営活動以外に使用すること。
(4)教育情報端末を使用し、第三者に対し危害を加えること。
(5)その他教育情報端末の貸付の目的に反する行為を行うこと。
６　教育情報端末を使用することを目的としてログインをした場合は、各種クラウドサービスの利用規約に同意したものとみなす。
（個人情報）
第９条　被貸付者及び使用者は、児童生徒の適正な端末利用の確認、およびシステムのセキュリティの保全を目的として、次の各号に掲げる個人情報をインターネット上のクラウドサーバーに収集・保存することを了承するものとする。
(1)使用者の氏名、生年月日
(2)通学する学校名、学年、組、出席番号
(3)テストの回答、および評点
(4)匿名式、記名式のアンケート回答
(5)インターネット接続時間、検索履歴、およびサーバーへのリクエスト履歴
(6)教育情報端末のログイン履歴とアカウント名
(7)メールの送受信履歴および件名
(8)アプリケーションの使用履歴
(9)位置情報を含むデバイスの稼働時間と使用の状況等
(10)個人を特定できる符号を含むデータおよびログインＩＤ情報等
(11)上記に付随する情報
２　被貸付者及び使用者は、次の各号に該当する場合、教育委員会又は学校長が前項で規定する保有情報を閲覧、第３者に提供する場合があることに同意すること。
(1)使用者が第８条第３項の規定に反したことが明らかである場合。
(2)使用者本人および保護者から依頼があった場合。
(3)法令に基づく照会等の場合。
(4)使用者の生命や安全の確保に緊急の必要があると認められる場合。
(5)提供することにより使用者の利益につながることが明らかな場合。
(6)学校および、教育委員会の運営に必要な保有情報の提供、集計、統計等の作成。
（データの権利帰属及び保全）
第１０条　児童生徒が作成したデータファイル、画像、音声等のデジタルデータ（以下「データ」という。）の閲覧、複製、削除は児童生徒の同意なくして実施してはならない。ただし、端末の修繕、復旧等を行う場合はこの限りではない。
２　データの保全およびバックアップは被貸付者及び使用者がその責任を負うものとする。
３　教育情報端末、情報システム、及び各種クラウドサービスの事故・故障・修理等に起因するデータの破損、消失等が発生した際に、教育委員会及び学校長はデータの復旧、復元等の一切の義務を負わない。
４　教育情報端末の修理・交換・返却時に、端末の記憶媒体に保存されているデータは一切の所有権を放棄したものとみなす。
（充電及びインターネット通信に係る経費）
第１１条　被貸付者は、教育情報端末の使用にあたり、次の各号に掲げる経費を負担しなければならない。
(1)使用者が在籍する学校以外の場所における教育情報端末の充電に係る経費

⑵使用者が在籍する学校以外の場所におけるインターネット通信に係る経費
（亡失又は損傷の報告）
第１２条　被貸付者又は使用者は、教育情報端末を亡失したとき又は教育情報端末が損傷したときは、教育長に対し直ちに報告しなければならない。
２　前項の場合において、亡失又は損傷の事由が被貸付者又は使用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、教育情報端末の原状復旧に要する費用は、被貸付者の負担とする。
（損害賠償）
第１３条　被貸付者は、教育情報端末の使用にあたり、使用者又は被貸付者の責に帰すべき理由により笠間市教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、その損害を賠償する責任を負う。
２　教育情報端末の使用にあたり、使用者の故意又は過失により傷害、個人情報の漏えい、著作権、肖像権等の侵害の事故が生じた場合、また、教育情報端末の使用により児童生徒に肉体的、精神的障害等の身体障害が生じた場合、笠間市教育委員会及び学校長はその責任を負わないものとする。
３　被貸付者が調達した物品の使用により故障・破損等が発生したと認められるときは、教育情報端末の原状復旧に要する費用は、被貸付者の負担とする。
（現状復旧に要する費用）
第１４条　教育情報端末の現状復旧に要する費用の算定は、教育情報端末の調達時価額または修理見積額の低いほうとする。修理によらない場合は購入見積額とする。
（現状復旧の方法）
第１５条　前項の現状復旧の方法は、被貸付者の費用弁償の方法によるほか、教育委員会が指定した物品の納入に替えることができる。
２　前項に規定する物品は以下の条件を満たすものとする。
⑴著しい損傷や使用に堪えない傷が無いこと。
⑵新品、中古品、メーカー再生品のいずれかであること。
⑶正常稼働すること。
（教育情報端末の返却）
第１６条　被貸付者は、第６条に定める貸付期間の終了日までに、学校長に対し教育情報端末を返却しなければならない。
２　被貸付者が、第６条第１項に定める貸付期間の終了日までに返却せず学校長からの督促にも応じない場合は、被貸付者は教育情報端末の価額を弁償する責任を負う。
３　被貸付者は第６条第２項で支給を受けた物品を返却する義務を負わない。
４　教育情報端末の修理、交換または返却時に、教育情報端末に装着されている物品は一切の所有権を放棄したものとみなす。

附　則

この規程は、令和３年５月１７日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年７月５日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

教育情報端末（第３条関係）

学年 物品名称	小学校 1～5 年生 義務教育学校 1～5 年生	小学校 6 年生 義務教育学校 6 年生	中学校 1～3 年生 義務教育学校 6～9 年生
貸与機体	Apple 社製 iPad　1 台	ASUS 社製 Chromebook デタッチャブル型　1 台	NEC 社製 Chromebook ノート型 1 台
充電機器	充電用ＡＣアダプタ　1 台	充電用ＡＣアダプタ　1 台	充電用ＡＣアダプタ　1 台
保護カバー	キーボード付きカバー　1 台 または保護カバー　1 台	脱着式キーボードカバー　1 台	
その他物品		専用タッチペン 1 本 画面保護フィルム	

別表２

初回貸付品（第 6 条関係）

学年 物品名称	小学校 1～5 年生 義務教育学校 1～5 年生	小学校 6 年生 義務教育学校 6 年生	中学校 1～3 年生 義務教育学校 6～9 年生
タッチペン	汎用型タッチペン 1 本		汎用型タッチペン 1 本
充電ケーブル	充電ケーブル 1 本		

令和　　年　　月　　日

笠間市教育委員会　教育長　様

教育情報端末の貸付に係る同意書

笠間市教育情報端末貸付規程の記載事項に同意の上、下記のとおり申請します。

記

1　児童生徒氏名　　学校名　　年　　組

氏名

2　貸付を開始する日　　令和　　年　　月　　日

3　端末の種類　　□iPad
□Chromebook デタッチャブル型
□Chromebook ノート型
※いずれかにレ

貸付期間

iPad	小学校 5 年生・義務教育学校 5 年生の修了の日まで
Chromebook デタッチャブル型	中学校・義務教育学校の卒業の日まで
Chromebook ノート型	中学校・義務教育学校の卒業の日まで

貸付を受ける者

保護者住所

保護者氏名

以上

学校記載欄

端末番号	ＳＴ

令和　　年　　月　　日

笠間市教育委員会教育長　様

教育情報端末の亡失損傷報告書

笠間市教育情報端末貸付規程第５条第２項の規定に基づき、笠間市教育委員会より貸付をうけた教育情報端末について、下記のとおり報告します。

また、笠間市教育情報端末貸付規程第１２条第２項に規定される、被貸付者又は使用者の故意または重大な過失に基づく亡失・損傷と認定された場合は、現状復旧の責任を負うことを確約いたします。

記

１　児童生徒氏名　　学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年　組

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　端末の種類・番号

端末番号	ST(　　)		
iPad	□本体	□カバー	□充電器
Chromebook デタッチャブル型	□本体	□脱着式キーボード	□充電器
Chromebook ノート型	□本体	□充電器	

※いずれかの□にチェック

３　報告の事由　　□亡失　□損傷　□その他（　　）

※いずれかの□にチェック

４　報告に至った理由

貸付を受けた者

保護者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿